

公益社団法人野洲市シルバー人材センター 令和8年度事業計画

我が国の総人口（令和7年12月1日現在推計値）は、1億2316万人で、前年同月に比べて59万人減少している一方、65歳以上の高齢者人口も減少傾向ではあるが引き続き高い水準にあり、総人口に占める割合は上昇を続けています。野洲市においても、65歳以上の人口比率は年々上昇し、かつては「支えられる側」であった高齢者が、現在は豊かな経験と知識を活かした「地域を支える主役」として、その活躍に大きな期待が寄せられています。

経済状況に目を向けると、緩やかな回復基調にある一方、深刻な人手不足は地域経済の喫緊の課題となっています。また、物価高騰が市民生活に影を落とす中、高齢者が働くことで収入を得、健康を維持し、社会と繋がることの意義はこれまで以上に高まっています。

さて、平成17年4月に野洲市シルバー人材センターは、旧中主町、旧野洲町のセンターが統合して以来、「高齢者が働くことを通して生きがいを得ると共に地域社会の活性化に貢献する」という使命に基づき、「自主・自立、共働・共助」の基本理念の下、請負就業、シルバー派遣業務等を通じて積極的に就業支援を展開しています。会員が「働く」ことを通じて「学び」「楽しみ」、そして「社会に参画する」姿は、まさに地域活力の源泉であり、健康寿命の延伸や社会保障費の抑制という側面からも、社会の発展に不可欠な役割を果たしています。

一方で、高年齢者雇用安定法の改正による65歳までの雇用完全義務化の定着や、70歳までの就業機会確保の努力義務の進展により、新規入会員のさらなる高齢化が見込まれます。また、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の経過措置への対応やデジタル化（DX）の進展など、シルバー事業を取り巻く環境は絶えず変化しており、事務費の改定や新たな契約方法の検討を含め、動向を注視しながら事業を推進する必要があります。

令和8年度においても、多様な就業機会の提供や地域貢献活動を推し進め、特に女性や新シニア世代が輝ける場の確保を含め、誰もがいくつになっても自分らしく挑戦、活躍できる「生涯現役社会」の実現に取り組みます。

【公益目的事業の実施計画】

令和8年度の実施計画

1. 就業機会等の確保・提供

○目標契約金額 245,520 千円(派遣手数料含む)

2. 会員の拡大

○目標会員数 575 人

- ① 普及啓発月間等において「会員紹介カード」を効果的に活用するほか、ハローワーク等の関係機関と連携を密にした相談業務を通じて、働く意欲のある高年齢者の確保に努めます。
- ② 女性会員の視点や能力が事業活性化の鍵であると捉え、各種講座・講習会と連動した入会案内や、多様なニーズに応じた就業先の開拓を積極的に進めます。
- ③ 広報紙「シルバーやす」、啓発チラシに加え、ホームページ、SNS 及び Web 入会申込等をフル活用し、幅広い層へ随時情報を届け、会員拡大を図ります。
- ④ 就業機会の拡大と併せ、会員が「つながり」を実感できる環境を整えることにより、退会抑制に繋がります。
- ⑤ 深刻な人手不足分野や、子育て支援など現役世代を支える分野を対象とした派遣就業を強化し、シルバー人材センターの社会的な役割を拡大します。

1. 高年齢者に対する雇用を伴わない臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供

(1) 受託事業

- ① 「生涯現役」として、いくつになっても意欲を持って活躍できる機会の創出と確保に努めます。
- ② 空き地除草や家事支援、障子・襖の張替え、駐車場管理、毛筆筆耕など地域ニーズに即した業務を積極的に受託します。又会員ならではの熟練した技術と経験を活かし、より多くの会員へ安定した就業機会を提供します。

- ③ センターが主体となって就業機会を生み出す「独自事業」を活用し、身体的負担の少ない軽易な作業の開拓を進めることで、80歳を超えても活躍できる環境を整備します。
- ④ 役職員による積極的な事業所訪問を実施し、地域企業のニーズを掘り起こすことで、新たな職種や職域の創出を図ります。
- ⑤ 会員が保有する資格・技能・経験等の情報をデータベース化し、個々の能力を最大限に活かせる最適なマッチングと就業機会の提供に努めます。

(2) 安全・適正就業対策

- ① 就業前ミーティングや安全チェックシート等を奨励し、会員相互に安全確認を行うことにより事故の未然防止につなげます。
- ② 交通安全啓発の継続的な実施に加え、SMS（ショートメッセージ）、会員専用ページ（Smile to Smile）等を活用したタイムリーな安全情報の配信を行い、会員の意識向上を図ります。
- ③ 「安全だより」の発行や、7月の「安全・適正就業強化月間」におけるのぼり旗の設置等により、視覚的・継続的な啓発活動を推進します。
- ④ 「安全声かけパトロール」や「ヒヤリハット運動」を実践し、会員相互の安全意識の高揚や現場に潜む危険の早期発見に努めます。
- ⑤ 万一重篤事故が発生した場合は、安全・適正就業委員会により速やかに原因を検証し、具体的な対策を全会員に共有することで再発防止を徹底します。
- ⑥ 除草や庭木剪定等の担い手を確保するため、草刈機取扱い講習や剪定安全講習を実施するほか、県連合会等が主催する講習会への参加を積極的に勧奨します。
- ⑦ 未就業会員を対象とした「就業相談窓口」を設置し、ワークシェアリングの推進を通じて、特定の会員に過度な負担がかからない適正な就業環境を整備します。
- ⑧ 「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を遵守し、全ての事業において法令に基づいた適正な契約・就業管理を行います。

(3) 普及啓発事業

- ① センター広報紙「シルバーやす」や事務局だより、チラシを定期的・効果的に発行します。また、市広報紙への記事掲載依頼や公共施設へのポスター掲示、のぼり旗の設置を行い、市民への啓発に努めます。
- ② ホームページによる情報公開を充実させるとともに、SMSやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を積極的に活用し、会員および市民へタイムリーな情報発信を行います。

- ③ 10月の全国シルバー人材センター事業協会「普及啓発促進月間（10月1日～31日）」における「シルバー環境美化週間」等を通じて、地域清掃などのボランティア活動を積極的に展開し、地域社会への貢献とセンターのイメージ向上を図ります。

（４）就業開拓提供事業

- ① 市内の企業や事業所を直接訪問するほか、大型店舗における店頭での普及啓発グッズの配布を積極的に行います。これにより、シルバー人材センターの趣旨理解を深めるとともに、新たな就業機会の創出に向けた新規受注の開拓に努めます。
- ② 入会希望者の利便性を向上させるため、月2回の定期的な入会説明会を継続するとともに、臨時的な説明会についても随時開催することで、スムーズな入会手続きと就業機会の早期提供に努めます。
- ③ 会員データベースの有効活用により、会員一人ひとりの技能や就業ニーズ、経験を的確に把握し、多様な職種における就業機会の創出と最適なマッチングの提供に努めます。
- ④ 就業に要する機器等は会員による持ち込みを基本としつつ、業者からのレンタルも含め、必要な資機材をセンターで補完的に整備・貸与することで、安全確保と会員の就業負担の軽減に努めます。

（５）福祉関連事業

- ① 地域社会の福祉ニーズにより、高齢世帯の家事代行、高齢者等の通院付添い及び見守り・話し相手に加え、高齢者自身では困難な作業の手助けなど、家庭内支援として就業機会の確保に努めます。
- ② 介護分野の就業機会整備として、専門資格がなくても就業できる周辺業務の確保と、会員のスキルアップを推進するため講習会等を実施します。
- ③ 共働き世帯が増加する中、調理支援、登下校見守りなど「地域の助け合い」的な就業機会の確保を推進します。

2. 高齢者に対し雇用を伴う職業紹介事業又は労働者派遣事業による就業機会の確保及び提供事業

（１）職業紹介事業

高齢者の多様な就業ニーズに応じていくため、基幹業務の請負就業に加えて、「臨時的かつ短期的な雇用による就業又は知事指定により拡大された就業（その他軽易な業務にかかる就業）」について、各事業所等からの要請に伴い、県連合会の従たる事務所として会員へ就業情報を提供します。

(2) 労働者派遣事業

高年齢者の多様な就業ニーズに応えていくため、基幹業務の請負就業に加えて、「臨時的かつ短期的な雇用による就業又は知事指定により拡大された就業（その他軽易な業務にかかる就業）」による派遣就業について、県連合会の従たる事務所として積極的に拡大を図ります。

3. 高年齢者に対する就業の為の知識及び技能の付与の為の講習事業

(1) 講習事業

発注者からの多様なニーズに対応するため、各種講習会、研修会を活用し技能の習得及び人材の育成に努めます。

4. その他高年齢者の就業に関し必要な事業(ボランティア事業)

(1) ボランティア事業

普及啓発月間の滋賀県シルバー環境美化週間において、「シルバー環境美化の日」を定め、全会員対象に清掃活動を中心としたボランティア活動を実施します。

また、センター敷地（市有地）内の樹木について、剪定作業班における剪定ボランティア活動を実施し、公共施設の景観保持に努めます。

5. 運営体制の充実を図るための取組

(1) 組織の充実強化

- ① 改正公益認定法に基づき、ガバナンス（内部統制）の強化と透明性の確保を図るため、関係機関から外部理事としてセンターを所管する野洲市環境経済部次長を選任し、また外部監事として野洲市社会福祉協議会事務局長を選任し、外部からの意見を取り入れ、より開かれた事業運営を行います。
- ② 公益通報者保護規程で、通報先をセンター事務局次長及び公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会とすることで、通報を行い易い制度として適切に運用し、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、組織運営の透明性を高め、社会的な信頼性の維持・向上に努めます。
- ③ 適切な予算管理と効率的な事務執行を推進し、持続可能な運営体制を堅持します。収支に余剰が見込まれる場合においては、これを公益充実資金として適切に計上し、将来の地域貢献活動や会員支援等のために有効活用します。
- ④ インボイス制度（適格請求書等保存方式）やフリーランス新法による新契約方式への移行は、センター運営に大きく影響するため、安定的な組織

運営のために引き続き関係機関等からの情報収集に努め、円滑かつ適切な組織運営を推進します。

- ⑤ 役職員の公益事業、シルバー人材センター事業への理解を深め、より充実した運営体制を確保するため、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、近畿シルバー人材センター連絡協議会及び公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会の研修に参加するとともに、積極的な情報提供により、専門性の向上を図り、健全な財務管理とコンプライアンス体制の構築を推進します。